

平成22年6月15日時点

口蹄疫発生に伴う支援措置

平成 2 2 年 6 月

農林水産省

目次

I 発生農場向け ～農場の経営再開及び支援措

- ① 肉牛農家の皆様へ1
- ② 養豚農家の皆様へ3
- ③ 酪農家の皆様へ.....5

II 口蹄疫ワクチンを接種した生産者の皆様へ7

III 搬出制限区域の生産者の皆様へ10

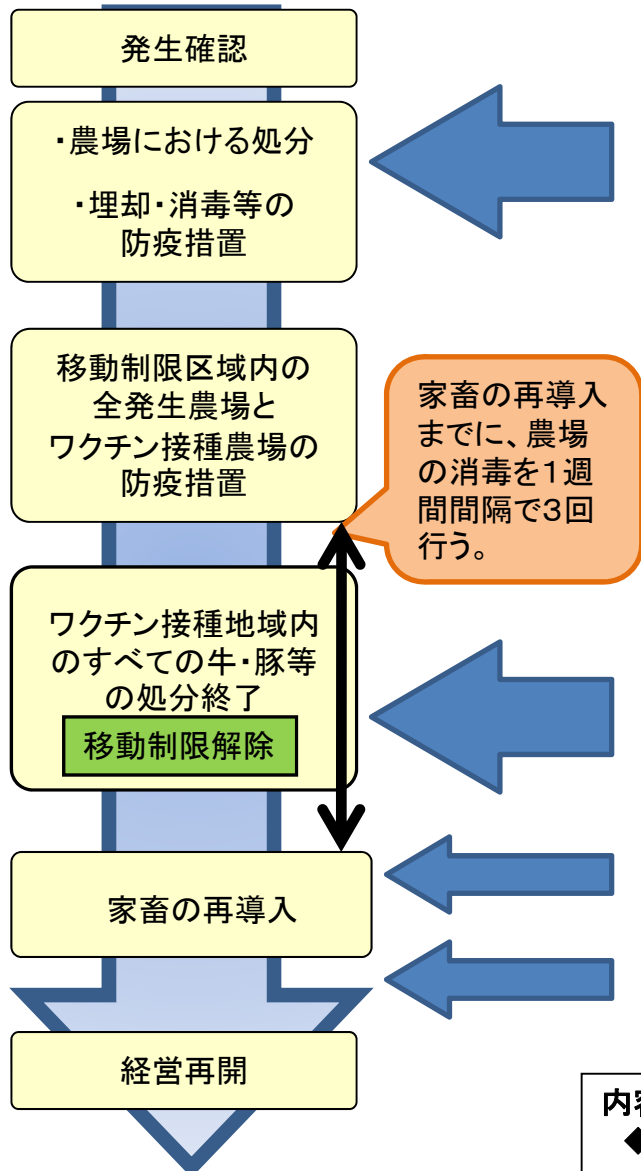
IV 関連対策

- ① 経営の再開、継続に必要な低利資金を融通します。
→家畜疾病経営維持資金.....13
- ② 畜産経営の再建のため、優良な家畜の導入を支援します
→優良家畜導入リース.....15
- ③ 出荷適期を超えた子牛に対し、助成いたします
→子牛の出荷遅延対策17
- ④ 出荷適期を超えた肥育牛に対し、助成いたします
→肥育牛の出荷遅延対策.....19
- ⑤ 子豚のとう汰及び出荷適齢期を超えた肉豚出荷に対し助成します
→子豚とう汰・出荷遅延対策.....21
- ⑥ 肉用牛生産者補給金制度の要件が緩和されます
→ 肉用子牛補給金制度の要件緩和.....23
- ⑦ 肉用牛繁殖経営支援事業では、口蹄疫の影響を考慮します
→繁殖経営支援事業の口蹄疫の影響反映.....25
- ⑧ 肥育牛の経営安定対策の要件緩和と特例措置を実施します
→肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン).....27
- ⑨ 家畜を出荷できない肉豚生産者の方々などへの特例措置を実施します
→養豚経営安定対策の生産者抛出金の免除期間を延長.....29
- ⑩ 出荷できない家畜を飼養するためのカーフハッチ等を貸付します
→畜産高度化支援リース.....31
- ⑪ 肉用子牛出荷遅延対策として、地域内での肥育等の取組を支援します
→多様な肉用牛経営実現支援事業、優良繁殖雌牛更新促進事業の要件緩和・33
- ⑫ 家畜市場の円滑な再開を支援します
→家畜市場再開支援事業.....35
- ⑬ 畜産農家への供給が困難となった飼料作物の生産農家の方々へ
→飼料作物等の新たな需要先の確保支援等.....37

口蹄疫の発生(疑似患畜)が確認された 肉用牛農家の皆様へ ～農場の経営再開及び支援措置～

- 移動制限区域では、地域内のすべての牛・豚等（ワクチン接種家畜を含む）の処分終了後、移動制限が解除され、家畜の再導入ができます。※
※ 家畜の再導入までに、農場の消毒を1週間間隔で3回行う必要があります。
- 処分された家畜の時価評価額の全額を交付します。また、その一部を速やかに概算払します。
- 新たな家畜の導入後も直ちには販売収入を得られないことを考慮し、再開前に経営支援互助金を交付します。※※
(互助基金の非加入者には加入者の1/2相当額を全額国費で交付します。)
※※再開しなかった場合にも返還は求めません。

【疑似患畜発生農場における流れ】



- 家畜評価額の全額を交付(手当金等)
速やかな手当金の概算払
(別途、精算払を実施)

例:肉専用種
繁殖雌牛(12ヶ月～) 22.1万円
肥育牛(12ヶ月～) 31万円
子牛(12ヶ月未満) 19万円

- 家畜共済金(加入者)
家畜共済の評価額が手当金(評価額の4/5)を上回っている場合、その差額を支払い
- 環境対策経費や埋却地賃借料の全額を助成

- 経営支援互助金(加入者)

例:肉専用種
繁殖雌牛(24ヶ月～) 17.9万円
繁殖雌牛(12～24ヶ月) 5.9万円
肥育牛(12ヶ月～) 5.9万円
子牛(12ヶ月未満) 5.9万円
※ 互助基金の非加入者は加入者の1/2相当額

- 家畜疾病経営維持資金
(国・県・市町村により無利子)

- リース方式による優良雌牛導入支援

- 手当金等の精算払

手当金として家畜評価額の4/5と概算払の差額の支払
家畜評価額の1/5相当額を県より支払

内容についてのお問い合わせは...

◆宮崎県 口蹄疫対策本部

直通:0985-26-(7138、7123、7673)

◆農林水産省 口蹄疫対策本部

代表:03-3502-8111(内線4514～4520)

よくあるご質問

Q1

殺処分家畜の手当金の仮払い金を早く受けたいが、どのようにすればよいのか。

飼養されている家畜の種類、品種、雌雄、月齢、頭数を記載した飼養台帳等を用意し、宮崎県口蹄疫防疫対策本部（0985-26-7138、26-7123、26-7673）にお問い合わせください。申請がありしだい、速やかに概算払いします。

Q2

殺処分家畜の手当金は、どのような方法で家畜を時価評価し、どのように支払われるのか。また、種雄牛についても適正に時価評価されるのか。

- ① まず、できるだけ早くお支払いができるよう、一旦、概算払い単価（本来の評価額の一部）を用いて飼養頭数に応じた概算払いを行います。
- ② その後、家畜市場や食肉卸売市場の価格を基準に、月齢、血統、品種等を斟酌して 適正に評価を行い、支払った概算払い額との差額を精算払いとして支払します。
- ③ なお、種雄牛などについては、血統や精液の販売実績などをもとに適正に評価します。

（例） 評価人：家畜防疫員、市町村職員、農協などの畜産関係団体職員

Q3

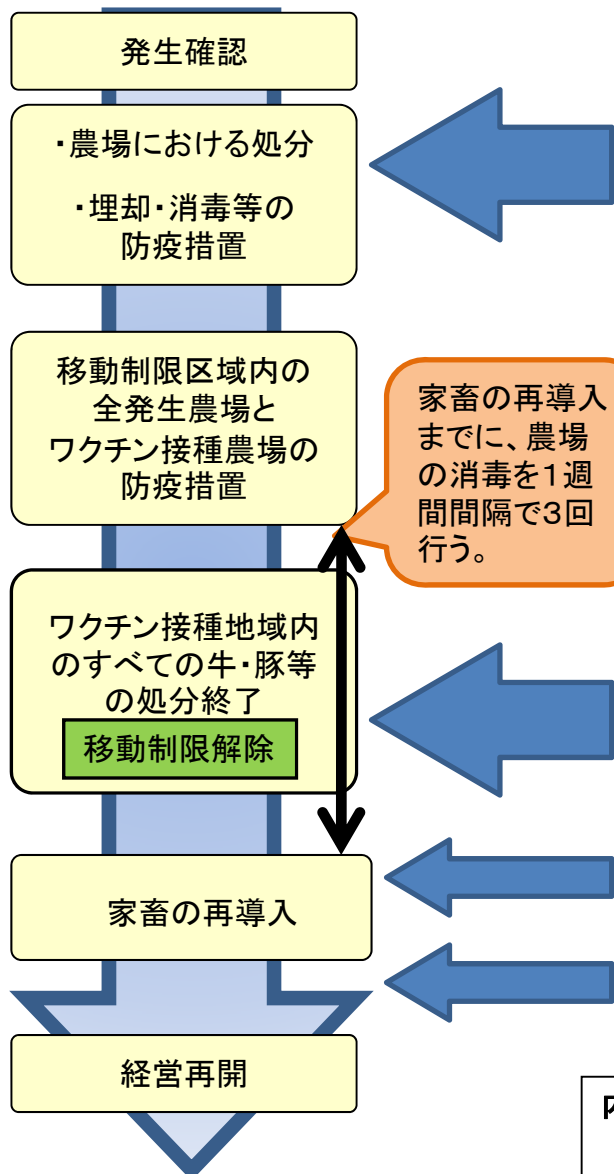
経営再開までの支援として、何がいつ支払われるのか。

- ① 経営再開までの支援としては、殺処分家畜に対する手当金に加え互助基金に加入されている方は経営支援互助金が支払われます。
- ② 経営支援互助金は、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費（償却費、労働費など）に相当する額を補てんするものです。この経営支援互助金は、今期に限り、家畜の導入前に支払います。

口蹄疫の発生(疑似患畜)が確認された 養豚農家の皆様へ ～農場の経営再開及び支援措置～

- 移動制限区域では、地域内のすべての牛・豚等（ワクチン接種家畜を含む）の処分終了後、移動制限が解除され、家畜の再導入ができます。※
※ 家畜の再導入までに、農場の消毒を1週間間隔で3回行う必要があります。
- 処分された家畜の時価評価額の全額を交付します。また、その一部を速やかに概算払します。
- 新たな家畜の導入後も直ちには販売収入を得られないことを考慮し、再開前に経営支援互助金を交付します。※※
(互助基金の非加入者には加入者の1/2相当額を全額国費で交付します。)
※※再開しなかった場合にも返還は求めません。

【疑似患畜確認農場における流れ】



○ 家畜評価額の全額を交付(手当金等)

速やかな手当金の概算払
(別途、精算払を実施)

例:繁殖用種豚(雌)	4万円
繁殖用種豚(雄)	6.9万円
肥育豚	1.7万円
子豚(3ヶ月未満)	0.8万円

○ 家畜共済金(加入者)

家畜共済の評価額が手当金(評価額の4/5)を上回っている場合、その差額を支払い

○ 環境対策経費や埋却地賃借料の全額を助成

○ 経営支援互助金(加入者)

例:家族型

繁殖用種豚(雌・雄)	5万円
肥育豚	1.2万円

※ 互助基金の非加入者は加入者の1/2相当額

○ 家畜疾病経営維持資金

(国・県・市町村により無利子)

○ リース方式による優良種豚導入支援

○ 手当金等の精算払

手当金として家畜評価額の4/5と概算払の差額の支払
家畜評価額の1/5相当額を県より支払

内容についてのお問い合わせは...

◆宮崎県 口蹄疫対策本部

直通:0985-26-(7138、7123、7673)

◆農林水産省 口蹄疫対策本部

代表:03-3502-8111(内線4514~4520)

よくあるご質問

Q1

殺処分家畜の手当金の仮払い金を早く受けたいが、どのようにすればよいのか。

飼養されている家畜の種類、品種、雌雄、月齢、頭数を記載した飼養台帳等を用意し、宮崎県口蹄疫防疫対策本部
(0985-26-7138、26-7123、26-7673)にお問い合わせください。
申請がありしだい、速やかに概算払いします。

Q2

殺処分家畜の手当金は、どのような方法で家畜を時価評価し、どのように支払われるのか。

- ① まず、できるだけ早くお支払いができるよう、一旦、概算払い単価(本来の評価額の一部)を用いて飼養頭数に応じた概算払いを行います。
- ② その後、家畜市場や食肉卸売市場の価格を基準に、月齢、血統、品種等を斟酌して 適正に評価を行い、支払った概算払い額との差額を精算払いとして支払します。

(例) 評価人:家畜防疫員、市町村職員、農協などの畜産関係団体職員

Q3

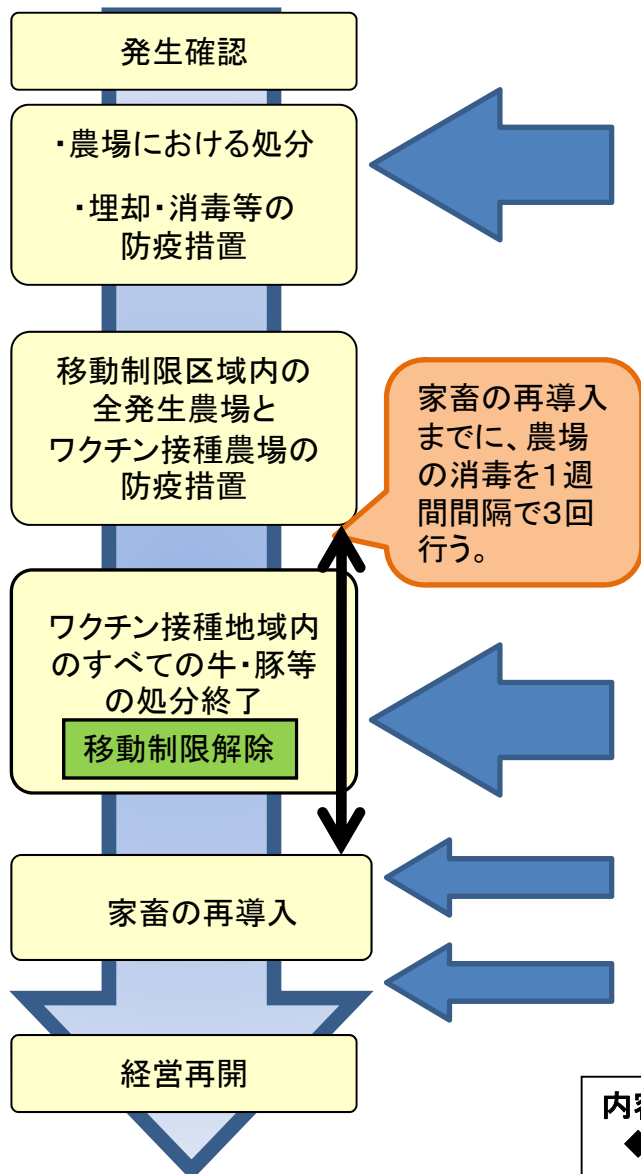
経営再開までの支援として、何がいつ支払われるのか。

- ① 経営再開までの支援としては、殺処分家畜に対する手当金に加え互助基金に加入されている方は経営支援互助金が支払われます。
- ② 経営支援互助金は、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費(償却費、労働費など)に相当する額を補てんするものです。この経営支援互助金は、今期に限り、家畜の導入前に支払います。

口蹄疫の発生(疑似患畜)が確認された 酪農家の皆様へ ～農場の経営再開及び支援措置～

- 移動制限区域では、地域内のすべての牛・豚等（ワクチン接種家畜を含む）の処分終了後、移動制限が解除され、家畜の再導入ができます※
※ 家畜の再導入までに、農場の消毒を1週間間隔で3回行う必要があります。
- 処分された家畜の時価評価額の全額を交付します。また、その一部を速やかに概算払します。
- 新たな家畜の導入後も直ちには販売収入を得られないことを考慮し、再開前に経営支援互助金を交付します。 ※※
(互助基金の非加入者には加入者の1／2相当額を全額国費で交付します。)
※※再開しなかった場合にも返還は求めません。

【疑似患畜確認農場における流れ】



- 家畜評価額の全額を交付(手当金等)
速やかな手当金の概算払
(別途、精算払を実施)
例: 乳用牛(24ヶ月～) 19.8万円
乳用牛(12～24ヶ月) 12.9万円
乳用牛(12ヶ月未満) 6万円
- 家畜共済金(加入者)
家畜共済の評価額が手当金(評価額の4／5)を上回っている場合、その差額を支払い
- 環境対策経費や埋却地賃借料の全額を助成

- 経営支援互助金(加入者)
例: 乳用牛(24ヶ月～) 19.3万円
乳用牛(12～24ヶ月) 3.3万円
乳用牛(12ヶ月未満) 3.1万円
※ 互助基金の非加入者は加入者の1／2相当額
- 家畜疾病経営維持資金
(国・県・市町村により無利子)

- リース方式による優良雌牛導入支援

- 手当金等の精算払
手当金として家畜評価額の4/5と概算払の差額の支払
家畜評価額の1/5相当額を県より支払

内容についてのお問い合わせは...

- ◆宮崎県 口蹄疫対策本部
直通: 0985-26-(7138、7123、7673)
- ◆農林水産省 口蹄疫対策本部
代表: 03-3502-8111(内線4514～4520)

よくあるご質問

Q1

殺処分家畜の手当金の仮払い金を早く受けたいが、どのようにすればよいのか。

飼養されている家畜の種類、品種、雌雄、月齢、頭数を記載した飼養台帳等を用意し、宮崎県口蹄疫防疫対策本部
(0985-26-7138、26-7123、26-7673)にお問い合わせください。
申請がありしだい、速やかに概算払いします。

Q2

殺処分家畜の手当金は、どのような方法で家畜を時価評価し、どのように支払われるのか。また、種雄牛についても適正に時価評価されるのか。

- ① まず、できるだけ早くお支払いができるよう、一旦、概算払い単価(本来の評価額の一部)を用いて飼養頭数に応じた概算払いを行います。
- ② その後、家畜市場や食肉卸売市場の価格を基準に、月齢、血統、品種等を斟酌して 適正に評価を行い、支払った概算払い額との差額を精算払いとして支払します。
- ③ なお、種雄牛などについては、血統や精液の販売実績などをもとに適正に評価します。

(例) 評価人:家畜防疫員、市町村職員、農協などの畜産関係団体職員

Q3

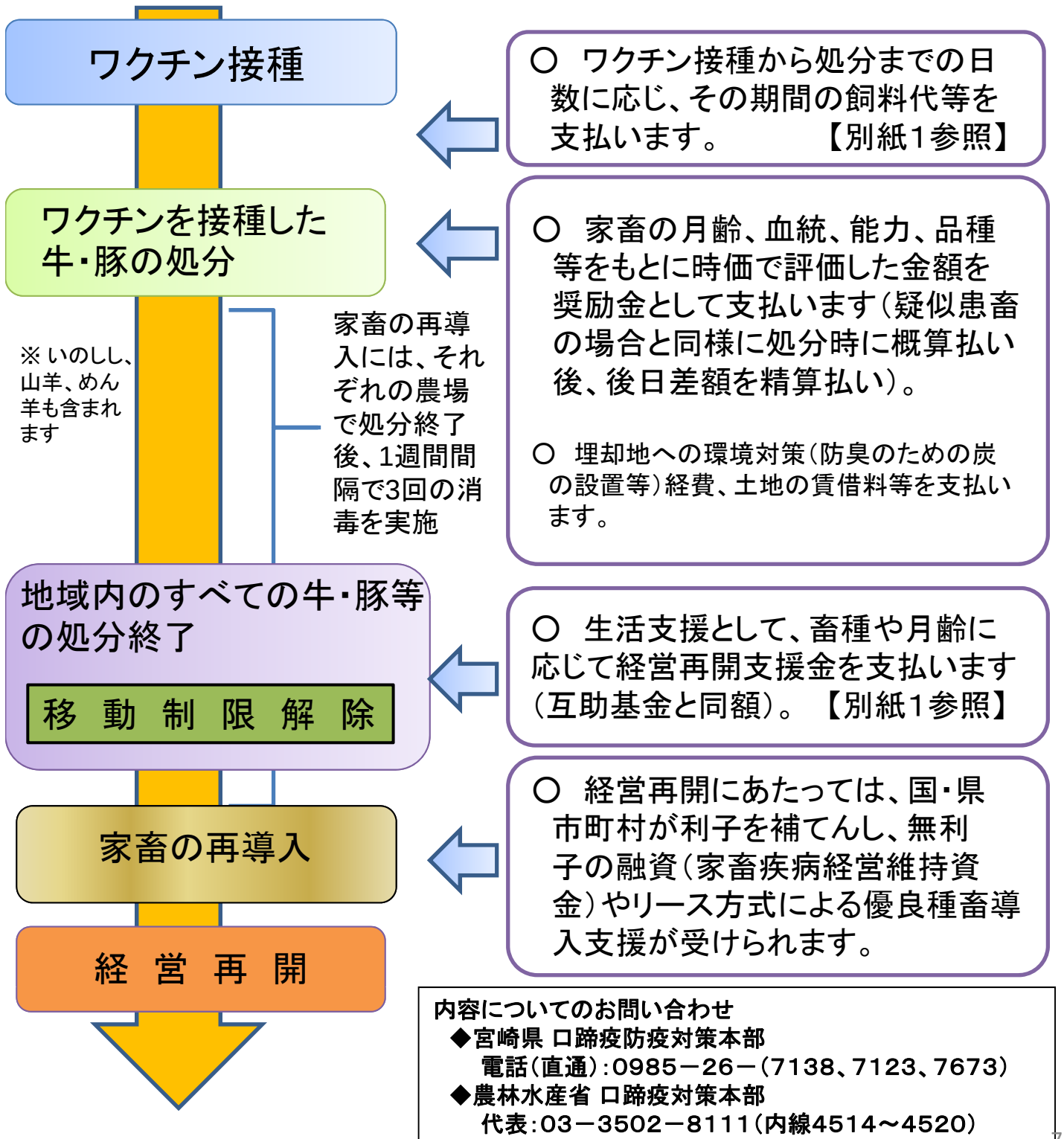
経営再開までの支援として、何がいつ支払われるのか。

- ① 経営再開までの支援としては、殺処分家畜に対する手当金に加え互助基金に加入されている方は経営支援互助金が支払われます。
- ② 経営支援互助金は、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費(償却費、労働費など)に相当する額を補てんするものです。この経営支援互助金は、今期に限り、家畜の導入前に支払います。

口蹄疫ワクチンを接種した家畜の生産者の皆様へ

皆様の経営再開にあたっては、国と県(市町村)が次のような経営支援を行います。

ワクチン接種から経営再開までの経営支援



よくあるご質問

Q1

殺処分の奨励金は、どのような方法で時価評価され、どのように支払われるのか。また、種雄牛についても適正に時価評価されるのか。

- ① 殺処分の奨励金は、発生農場の殺処分家畜と同様に、市場価格を基準に月齢、品種、血統等を斟酌して適正に評価し、その評価額相当を支払います。
- ② 種雄牛などについても、同様に、血統や精液の販売実績などをもとに適正に評価します。

Q2

ワクチン接種から経営再開までの支援は何かどのくらい支払われるのか。

- ① ワクチン接種後、殺処分された家畜の頭数に応じた殺処分の奨励金と、家畜防疫互助基金の経営支援互助金と同額の経営再開支援金を支払うこととしています。
- ② 経営再開支援金は、家畜の導入前に処分頭数×1頭当たりの定額単価をかけた額を支払うこととしています。

(例)

○ 肉用牛繁殖(2歳以上25頭、2歳未満5頭の飼養規模で試算)

$$\begin{array}{rcl} 179,000\text{円} \times 25\text{頭} & = & 4,475,000\text{円} \\ 59,000\text{円} \times 5\text{頭} & = & 295,000\text{円} \\ \text{計} & = & 4,770,000\text{円} \end{array}$$

○ 肉用牛肥育(160頭の飼養規模で試算)

$$59,000\text{円} \times 160\text{頭} = 9,440,000\text{円}$$

○ 養豚一貫(母豚180頭、肥育豚1,700頭の飼養規模で試算)

$$\begin{array}{rcl} 56,000\text{円} \times 180\text{頭} & = & 10,080,000\text{円} \\ 13,000\text{円} \times 1,700\text{頭} & = & 22,100,000\text{円} \\ \text{計} & = & 32,180,000\text{円} \end{array}$$

○ 酪農経営(2歳以上35頭、1歳以上2歳未満5頭、1歳未満5頭の飼養規模で試算)

$$\begin{array}{rcl} 193,000\text{円} \times 35\text{頭} & = & 6,755,000\text{円} \\ 33,000\text{円} \times 5\text{頭} & = & 165,000\text{円} \\ 31,000\text{円} \times 5\text{頭} & = & 155,000\text{円} \\ \text{計} & = & 7,075,000\text{円} \end{array}$$

(別紙 1)

口蹄疫感染拡大防止緊急対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	殺処分奨励金	加算金	経営再開支援金
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額	680円/日	59,000
	24ヶ月齢以上	評価額	680円/日	179,000
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	59,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	59,000
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	33,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	評価額	400円/日	33,000
	12ヶ月齢以上	評価額	600円/日	37,000
酪農	12ヶ月齢未満(雌)	評価額	400円/日	31,000
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満(雌)	評価額	680円/日	33,000
	24ヶ月齢以上(雌)	評価額	1,050円/日 ～1,440円/日	193,000
養豚	種豚(雌)	評価額	120円/日	56,000
	種豚(雄)	評価額	120円/日	56,000
	肥育豚	評価額	120円/日	13,000

搬出制限区域の生産者の皆様へ

ワクチンを接種した移動制限区域周辺の搬出制限区域の牛・豚について、と畜場への出荷等を促進します。

経営再開までの支援

搬出制限区域内

早期出荷

新たな家畜の導入
を制限

隣接地域の
移動制限解除

再導入

① 早期出荷による枝肉価値の低下分として、相当額の補てんを行います。

② 出荷できない子牛や子豚を化製処理する場合には、損失分と化製処理に係る費用を助成します。

【別紙2参照】

③ 導入が制限される間、収入の減少に対し、家畜の種類や月齢毎に一定額の助成金を支払います。

【別紙2参照】

④ 家畜の再導入・経営再開にあたっては、国・県(市町村)が利子を補てんし、無利子の融資(家畜疾病経営維持資金)やリース方式による優良種畜導入支援が受けられます。

内容についてのお問い合わせ

◆宮崎県 口蹄疫防疫対策本部

電話(直通):0985-26-(7138、7123、7673)

◆農林水産省 口蹄疫対策本部

代表:03-3502-8111(内線4514~4520)

よくあるご質問

Q1

と畜経費や化製処理経費は自分で支払わなければならないのか。

いずれも出荷者等が支払った上で、レンダリング費用については、追加で要する経費として助成対象となります。ただし、と畜経費は通常、枝肉の販売額に含まれるため、助成することはできません。

Q2

食肉がいわゆる風評被害で売れなかった場合には、国で買い上げてもらえるのか。

いわゆる風評被害が出ることがないように正しい情報の提供や、関係業者の指導を行うこととしています。

なお、直ちに販売できない食肉については、一旦冷凍保管し、時間をかけて販売していただくこととし、

- ① 枝肉の買入に係る金利
- ② 冷凍倉庫への輸送料及び保管料
- ③ 凍結による価値の低下分（冷凍格差）

等を補助することとしています。

Q3

搬出制限区域の家畜は全て出荷しなければならないのか。また、その場合、いつまでに出荷しなければならないのか。

全て出荷することが望ましいところですが、肥育豚や肥育牛を優先的に出荷してください。（貴重な資源である繁殖に利用する牛等は除いても差しつかえありません）原則として、搬出制限区域が解除されるまでであれば、特に出荷時期の制限はありませんが、速やかな出荷をお願いいたします。

(別紙2)

早期出荷促進対策助成単価等一覧

(単位：円)

種 類	区 分	出荷促進助成金		出荷促進 支援金
		価値の低下分 の助成	化製処理 費用の助成	
肉用牛 繁殖	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	19,500
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	59,500
肉専用種 肥育	12ヶ月齢未満	380,000	4,500	19,500
	12ヶ月齢以上 28ヶ月齢未満	500,500	—	19,500
	28ヶ月齢以上	—	—	19,500
乳用種 肥育	12ヶ月齢未満	116,000	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 20ヶ月齢未満	180,500	—	11,000
	20ヶ月齢以上	—	—	11,000
交雑種 肥育	12ヶ月齢未満	181,000	4,500	11,000
	12ヶ月齢以上 26ヶ月齢未満	288,000	—	12,500
	26ヶ月齢以上	—	—	12,500
酪農	12ヶ月齢未満	評価額	4,500	10,500
	12ヶ月齢以上 24ヶ月齢未満	評価額と販売額の差	—	11,000
	24ヶ月齢以上	評価額と販売額の差	—	64,500
養豚	種豚（雌）	評価額と販売額の差	—	18,500
	種豚（雄）	評価額と販売額の差	—	18,500
	肥育豚 (概ね生体90kg未満)	30,500 (離乳前は15,000)	3,000 (離乳前は1,500)	4,500 (離乳前は2,000)
	肥育豚 (概ね生体90kg以上)	—	—	4,500

① 口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家の方々に対し、経営の再開、継続に必要な低利資金を融通いたします。

口蹄疫の発生に伴い、家畜疾病経営維持資金の貸付対象地域、貸付限度額、融資枠を拡大しました。

① 貸付対象者

ア) 経営再開資金

発生農家、ワクチン接種農家及び搬出制限区域内において早期出荷を行い、一定期間内の家畜の導入を自粛される方が対象

- ・口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

イ) 経営継続資金

- ・口蹄疫等の発生に伴う移動・搬出制限により経営継続が困難となった者
- ・家畜市場の開催中止の影響を受けた九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家
(資金を融通する期間は家畜市場再開2ヶ月後までの間)

② 貸付条件

(貸付利率は5月26日現在)

	経営再開資金	経営継続資金(1頭当たり)
貸付限度額	(一般) 個人 2,000万円 法人 8,000万円 (特認)を設定	乳用牛(水牛含む) 13万円 、 肥育牛 13万円 、 繁殖用雌牛 6万5千円 、 肥育豚 1万3千円 、繁殖豚 2万6千円
融資期間 (うち据置期間)	5年以内 (2年以内)	3年以内 (1年以内)
貸付利率	1.425%以内	1.425%以内

※下線部は新たに拡大した部分

③ 融資枠 **300億円** ※100億円から更に拡大

○実際の貸付に関するご相談は、最寄りの農協、銀行、信用金庫等にご相談ください。

経営相談についてのお問い合わせは...

農協等

県畜産協会

社団法人中央畜産会(武田、園部)(03-6206-0843)

内容についてのお問い合わせは...

県畜産主務課

農水省担当: 農林水産省畜産部畜産企画課(平田、谷川)

代表: 03-3502-8111(内線4893)

事業に関するQ & A

Q1: この資金を借りたい場合、どこに行けば良いですか？

A1: この資金は、国が利子補給を行います、実際は農協や銀行等を通じて借り入れることとなりますので、まずは、最寄りの農協や銀行等にご相談ください。

Q2: 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A2: 上記の農協や銀行等でご相談いただき、経営計画の作成をお願いします。その際に今までの経営状況や借入金の状況などを質問することがあります。ご不明な点があれば、詳しくは農協や銀行等にご相談ください。

Q3: 口蹄疫発生農家や移動・搬出制限区域内の畜産農家しかこの資金は借りられないのですか？

A3: 5月21日付けで、発生農家や移動・搬出制限区域内の農家の方々に加え、九州・沖縄の子牛・子豚出荷農家の方々も貸付対象となりました。それ以外の方については、農林漁業セーフティネット資金や家畜飼料特別支援資金等が利用できますので、最寄りの農協や銀行等にご相談下さい。

Q4: 経営再開資金の「特認」により、いくらまで借り入れることができますか？

A4: 借入計画等を審査し、経営の再開に当たり真に必要な額として、特に認める場合には、個人2,000万円等の限度額にかかわらず飼養頭数等を勘案して経営体毎に貸付額を判断します。(但し、飼養頭数に応じた借入上限額があります)

農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

【貸付利率】0.75～0.95% (5月26日現在)

【償還期限】10年以内(据置3年以内)

【限度額】

＜一般＞300万円(600万円)

＜特認＞年間経営費の3/12(6/12)又は粗収益の3/12(6/12)に相当する額のいずれか低い額〔要簿記記帳〕

※()は今回の口蹄疫の影響を受けた農家の特例

家畜飼料特別支援資金

配合飼料価格の農家実質負担額が47,700円/tを上回った場合、四半期ごとに飼料購入資金を融通。

【貸付利率】0.75～0.95% (5月26日現在)

【償還期限】10年以内(据置3年以内)

【限度額】肥育牛: 100千円/頭

乳用牛: 50千円/頭

繁殖雌牛: 12千円/頭

豚: 9千円/頭

②

畜産経営の再建のため、 優良な家畜の導入を支援いたします。

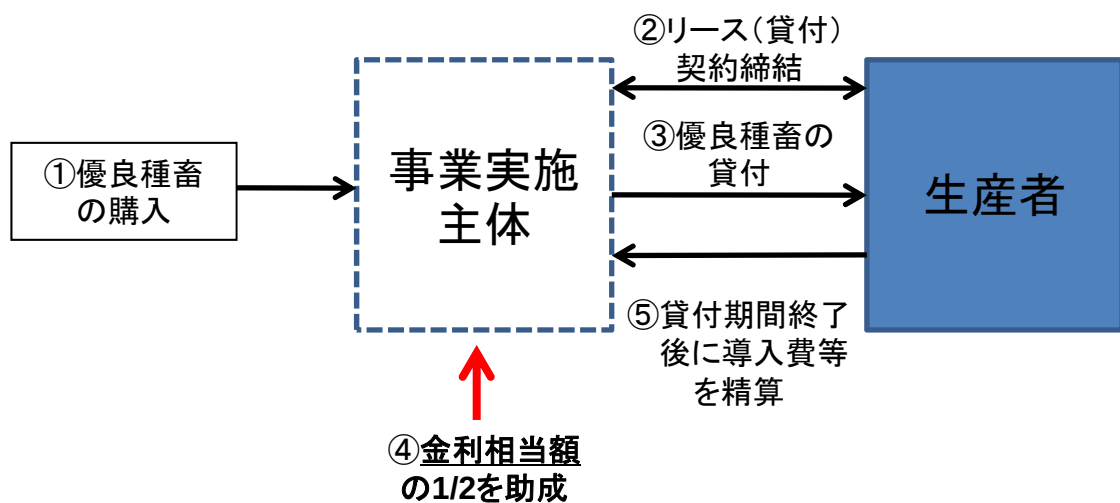
飼養家畜を殺処分又は早期出荷した生産者の方が、リース（貸付）方式により優良な家畜を導入する場合に、貸付料のうち金利相当額の一部を助成します。

<対象家畜>

雌牛（肉用牛及び乳用牛）、種豚（雄・雌）であって、一定の能力・条件を有し、平成22年度中に貸付契約が締結されたもの

<助成対象経費>

優良種畜の導入に要する経費の金利相当額の1/2



事業内容に関する問い合わせは...

県畜産主務課

(独)農畜産業振興機構 畜産振興部

農協等

農水省担当:農林水産省畜産部畜産振興課(和田、飯野)

(代表:03-3502-8111(内線4910))

事業に関するQ & A

Q1: この助成を受けたい場合、どこに行けば良いですか？

A1: まずは、お近くの農協等に(電話: 0985- -)にご相談ください。

Q2: 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A2: まずは、ご自身の経営再建に当たり、経営規模や優良種畜の導入計画をたてた上で、農協等との間で優良種畜の貸付契約を締結する必要があります。
詳しくは、お近くの農協等(上記)にご相談ください。

Q3: 家畜導入に要する経費とはどのようなものですか？

A3: 家畜導入に要する経費とは、①家畜購入費及び②購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道等運賃、積込料、貨車諸設備経費、輸送中の飼料費、輸送保険料等)の合計です。

Q4: 助成対象となる優良な種畜とはどのようなものですか？

A4: それぞれの畜産経営の生産・改良の核となる能力の高い種畜を対象とします。

肉用牛及び乳用牛: 一定水準以上の能力評価値を有する
雌牛

豚: 一定の能力又は条件を有する純粋種又は交雑種
(能力等の具体的な要件は、事業実施要綱で規定します)

③

繁殖農家の皆様へ 出荷適期を超えた子牛に対し、助成いたします。

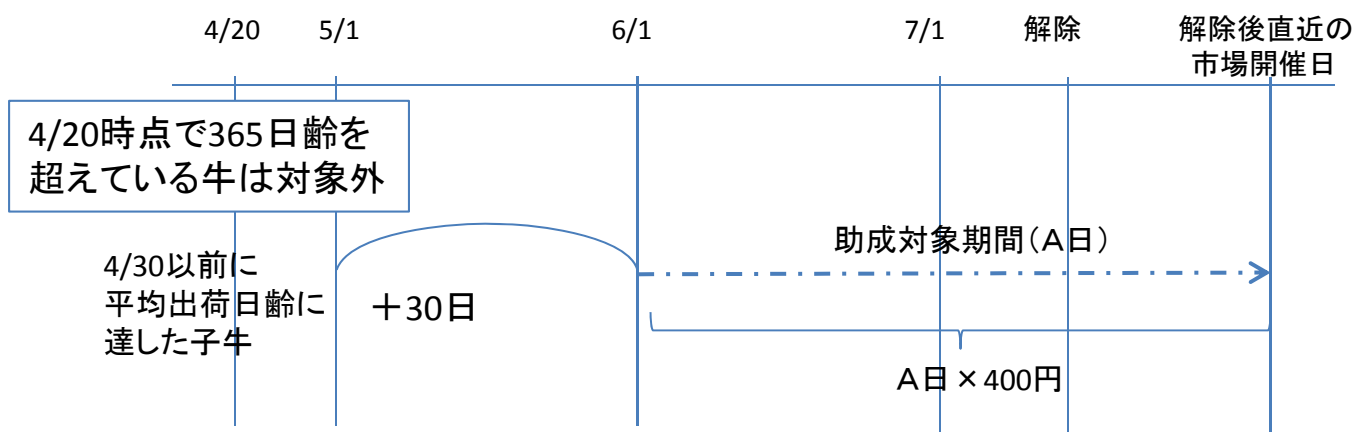
移動搬出制限区域が設定された宮崎県・鹿児島県・熊本県において、市場の閉鎖等により出荷が遅延した子牛を、市場再開後出荷した場合に、子牛市場再開までの期間を対象に助成金を交付します。

<対象>

移動搬出制限区域が設定された宮崎県・鹿児島県・熊本県において飼養されている肉専用種の子牛について、制限開始日以降、「平均出荷日齢＋30日に達した月」の翌月の1日から解除後直近の市場開催日(出荷日)までの期間。

<助成単価>

最長で6月1日から、解除後直近の市場開催日までの日数×400円/頭
(助成対象期間は、平均出荷日齢に達した月により異なります。)



前年度の平均出荷日齢は牛トレーサビリティを用いて農家毎に算出します。

事業内容に関する問い合わせは...

県畜産協会

県畜産主務課

農水省担当: 農林水産省畜産部畜産振興課(飯野、塚口)

(代表: 03-3502-8111(内線4923))

事業に関するQ & A

Q1: この助成を受けたい場合、どこに行けばよいですか？

A1: 宮崎県、鹿児島県、熊本県の次の協会にご相談ください。

宮崎県畜産協会(電話:0985-41-9302)

鹿児島県畜産協会(電話:099-258-5647)

熊本県畜産協会(電話:096-369-7820)

Q2: 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A2: 申請には、事業への参加申し込みや事業実施後の確認等が必要です。

詳しくは、事業を行う前に、各県畜産協会(上記)にご相談ください。

Q3: どの品種が助成対象ですか？

A3: 肉専用種の子牛が対象です。

Q4: 平均出荷日齢はどのように調べるのですか？

A4: 牛トレーサビリティ((独)家畜改良センターのデータベースに登録されているデータ)からそれぞれの農家の前年度(平成21年4月～平成22年3月)の平均出荷日齢を算出します。

(農家自ら平均出荷日齢を算出する必要はありません。)

④

肥育農家の皆様へ 出荷適期を超えた肥育牛に対し、助成いたします。

口蹄疫の発生に伴う移動・搬出制限の長期化により出荷が遅延した場合、基準日齢を超えて出荷した肥育牛に対し、助成金を交付します。

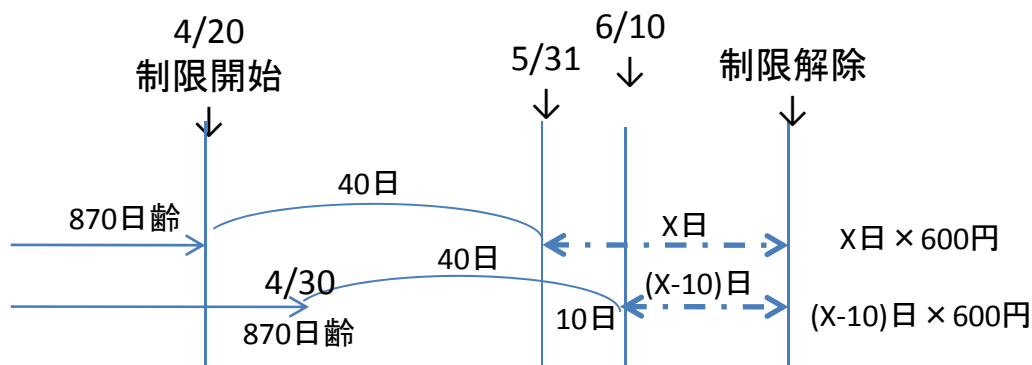
<対象牛>

移動制限区域及び搬出制限区域(6/9以降新たに設定された区域を除く)で飼養され、制限開始日以降、制限解除までに基準日齢(当該農家の前年度平均出荷日齢+40日)を超えた肥育牛

<助成単価>

基準日齢に達した日から制限解除までの日数×600円/頭

(例)前年度の平均出荷日齢が870日の肥育農家の場合



(注)前年度の平均出荷日齢は牛トレーサビリティを用いて農家ごとに算出します。

事業内容に関する問い合わせは...

県畜産協会

県畜産主務課

農水省担当: 農林水産省畜産部畜産振興課(飯野、塚口、佐野)

(代表: 03-3502-8111 (内線4923))

事業に関するQ & A

Q1: この助成を受けたい場合、どこに行けばよいですか？

A1: まずは、宮崎県畜産協会（電話：0985-41-9302）にご相談ください。

Q2: 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A2: 申請には、事業への参加申し込みや事業実施後の確認等が必要です。
詳しくは、事業を行う前に、宮崎県畜産協会（上記）にご相談ください。

Q3: どの品種が助成対象ですか？

A3: 全ての品種の肥育牛が対象です。

Q4: 平均出荷日齢はどのように調べるのですか？

A4: 牛トレーサビリティ（（独）家畜改良センターのデータベースに登録されているデータ）からそれぞれの農家の前年度（平成21年4月～平成22年3月）の平均出荷日齢を品種ごとに算出します。また、助成対象牛の出荷日齢についても同様に照合します。（このため、農家自ら平均出荷日齢を算出する必要はありません。）

⑤

養豚農家の皆様へ 子豚のとう汰及び出荷適齢期を超えた肉豚出荷 に対し、助成します。

口蹄疫の発生に伴う移動・搬出制限によって、豚舎の収容能力を超えた子豚のとう汰を行った場合、また、出荷遅延で出荷適齢期を超えた肉豚を出荷した場合に助成金を交付します。

1 助成対象

移動・搬出制限区域内で飼養されている子豚又は肉豚

2 助成の内容

(1) 子豚のとう汰及び焼却・埋却等

(条件) 移動・搬出制限期間内に子豚をとう汰し、及び焼却・埋却又は化製処理を行う場合。

(助成額)

- ・ 子豚とう汰助成金 7,500円/頭
- ・ 子豚の焼却・埋却等助成金 2,000円/頭
- ・ 人工流産助成金 19,000円/腹
- ・ 人工流産焼却・埋却等助成金 2,000円/腹

※: 子豚のとう汰事業については、確認行為等ございますので、とう汰前に、各県畜産協会にお問い合わせ下さい。

(2) 出荷遅延豚の出荷

(条件) 移動・搬出制限解除後2ヶ月以内(※)に、出荷適齢期を超える肉豚を出荷した場合。

(助成額)

- ・ 出荷遅延助成金(枝肉重量80kg以上85kg未満) 4,000円/頭
- ・ 出荷遅延助成金(枝肉重量85kg以上) 11,000円/頭

※ 制限期間が2ヶ月未満の場合は、制限解除後、制限期間と同一の日数以内。

また、移動・搬出制限期間内であっても、特例措置等により出荷が可能となった出荷遅延豚も対象となります。

○実際の助成に関するご相談や、内容についての問い合わせは

・ 県畜産協会

・ (独) 農畜産業振興機構 食肉生産流通部 食肉需給課(藤野、小田垣)(直通: 03-3583-1151)

・ 県畜産主務課

・ 農林水産省畜産部食肉鶏卵課(松尾) 代表: 03-3502-8111(内線4944)

事業に関するQ & A

Q1 : この助成を受けたい場合、どこに行けば良いですか？

A1 : まずは、各県畜産協会にご相談ください。

Q2 : 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A2 : 申請には、子豚のとう汰や出荷遅延豚の出荷に関する計画の作成や事業実施後の確認等をお願いいたします。

詳しくは、子豚のとう汰などを行う前に、各県畜産協会にご相談ください。

Q3 : この助成は、移動・搬出制限区域内の子豚又は肉豚に限られるのですか？

A3 : この助成は、移動・搬出制限区域内に飼養されている子豚又は肉豚のみが対象となります。移動・搬出制限区域内では肉豚を出荷できないため、豚舎の収容能力を超えた子豚や、出荷遅延によって体重が過大となった肉豚が発生するためです。ご理解下さい。

Q4 : 子豚のとう汰の確認はどのようにすればよいですか？

A4 : 獣医師等の第3者の方に確認してもらうことが望ましいと考えていますが、防疫措置のために農場への第3者の方の立ち入りが困難な場合も想定されることから、写真やへい獣処理業者の領収書等による確認も認められます。詳細については、各県畜産協会にご相談下さい。

⑥

口蹄疫の発生により影響を受けた 肉用子牛生産農家の皆様へ

肉用子牛生産者補給金制度の要件が緩和されます。

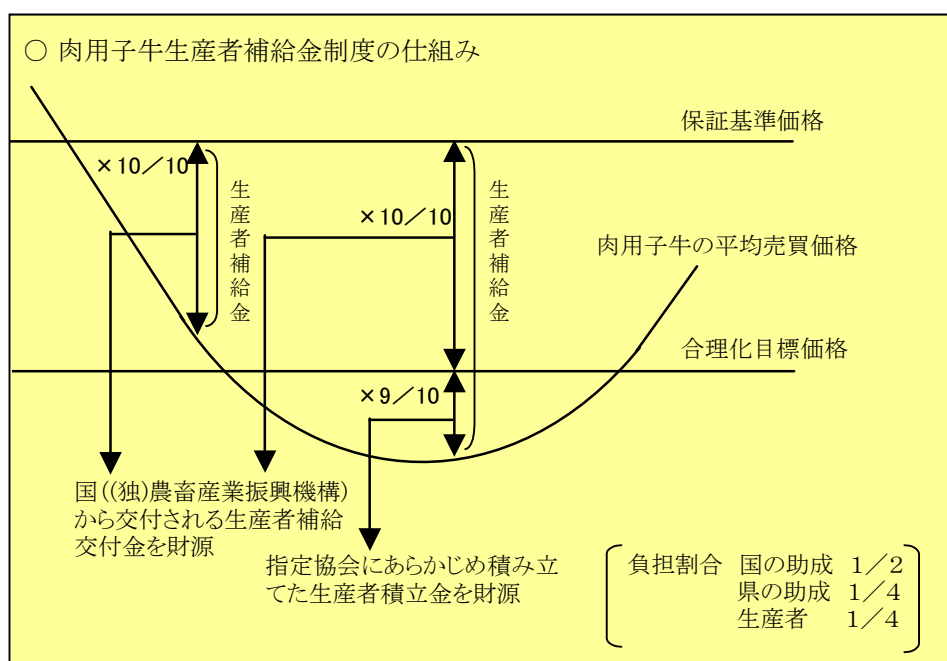
九州・沖縄で生産された肉用子牛を譲り受けて飼養する場合、飼養開始月齢の要件が、満2ヶ月齢から満5ヶ月齢に緩和されます。

○子牛を譲り受けて飼養する場合、2ヶ月齢までに農協などで肉用子牛個体登録の申し込みを行い、負担金を納めることとされています。

○ただし、今回、九州・沖縄で生産された肉用子牛を譲り受けて飼養する場合には、その登録期限を5ヶ月齢まで延長します。

(参考)

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



○生産者補給金は、肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期毎)が保証基準価格を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛に対して生産者補給金が交付されます。

事業に関するQ & A

Q1 : 今回の要件緩和の対象品種は何ですか？

A1 : 補給金制度の全品種(黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、交雑種)が対象となります。

Q2 : 九州・沖縄の家畜市場で取引された肉用子牛は全て対象となりますか？

A2 : 九州・沖縄で生産された肉用子牛が対象となりますので、九州・沖縄の家畜市場で取引されても、子牛の生産県が九州・沖縄以外であれば対象となりません。

Q3 : 九州・沖縄で生産された肉用子牛の登録申込みの時に特別な書類は必要ですか？

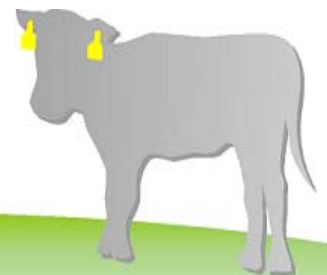
A3 : 登録申込みの際に九州・沖縄で生産された子牛と申告していただければ、特別な書類は必要ありません。(牛トレサ制度により確認します。)

肉用子牛生産者補給金制度及び要件緩和のお問い合わせは、

○各都道府県肉用子牛価格安定基金協会(指定協会)

○最寄りの農業協同組合等

○都道府県畜産主務課



○農林水産省畜産部食肉鶏卵課(富澤、佐藤) 代表:03-3502-8111(内線4941) **まで**

⑦

肉用子牛生産農家の皆様へ 肉用牛繁殖経営支援事業(22年度新規)では、 口蹄疫の影響を考慮します。

事業の発動を判断する子牛の平均販売価格(黒毛和種)を、**宮崎県、鹿児島県、熊本県**の県ごとに計算します。

このため、口蹄疫の影響で宮崎県、鹿児島県、熊本県の子牛価格が低下した場合には、全国平均価格にかかわらず、それぞれ支援交付金が支払われます。

【口蹄疫対策の内容】

肉用子牛の四半期毎の**地域平均売買価格(宮崎県、鹿児島県、熊本県のそれぞれの平均販売価格)**が発動基準を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象に発動基準を下回った額の3/4を交付します(全国平均は3県を除いて算定)。

- ①対象品種 : 黒毛和種
- ②発動基準 : 38万円
- ③交付金単価 : 発動基準(38万円)と地域平均売買価格(地域平均売買価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4
- ④対象地域 : 宮崎県、鹿児島県、熊本県
- ⑤対象期間 : 平成22年第2四半期(7～9月)

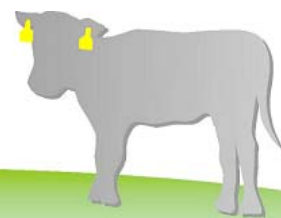
肉用牛繁殖経営支援事業【口蹄疫対策】のお問い合わせは、

○各都道府県肉用子牛価格安定基金協会(指定協会)

○最寄りの農業協同組合等

○都道府県畜産主務課

○農林水産省畜産部食肉鶏卵課(富澤、佐藤) 代表:03-3502-8111(内線4941)



事業に関するQ & A

Q1: 事業の対象者と対象となる子牛に要件はありますか？

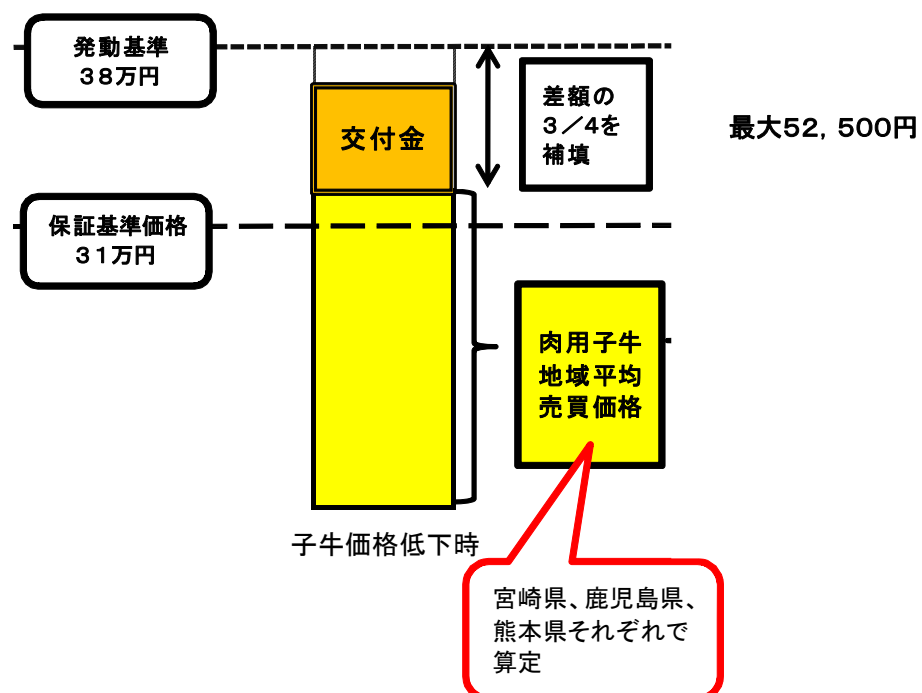
A1: 対象者は、肉用子牛生産者補給金制度の契約者であり、対象となる子牛は補給金制度の個体登録が行われている黒毛和種の肉用子牛です。

Q2: 事業に参加するのに特別な書類が必要ですか？

A2: 事業に参加する旨の事業参加申込書を農協等へ提出するだけです。今までの手続きから特に変更はありません。

Q3: 事業の対象期間はいつまでですか？

A3: 平成22年7月～9月(第2四半期)に販売(満6月齢以上)又は保留(満12月齢以上飼養)された子牛が対象となります。



⑧ 肥育牛の経営安定対策(新マルキン)において 家畜を出荷できない肥育牛生産者の方々など への要件緩和と特例措置を実施します。

口蹄疫の発生に伴い、肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、登録月齢の要件緩和、生産者拠出金の免除及び口蹄疫の影響を反映した粗収益の算定をします。

1 登録月齢の要件緩和

- (1) 対象者：九州全域及び沖縄県の8県の肥育牛生産者の方
- (2) 内 容：個体登録申込期限を迎える肥育牛の登録月齢の期限を14ヶ月齢未満から17ヶ月齢未満に延長します。

2 生産者拠出金の免除（特例措置）

- (1) 対象者：搬出制限区域内(20km圏内)の肥育牛生産者の方
- (2) 内 容：補てん対象となるためには、生産者拠出金を納付する必要がありますが、上記の対象地域内の生産者の方については、一定期間の生産者拠出金を免除します。

＜免除の対象肥育牛＞

4～9月に生産者拠出金の納付時期を迎える肥育牛について免除します。例) 肉専用種の場合は満25ヶ月齢の牛

※ 生産者拠出金を免除した分の肥育牛に対する補てん金は、国費分(3/4相当)のみを交付します。

3 口蹄疫の影響を反映した粗収益の算定（特例措置）

- (1) 対象者：宮崎県の肥育牛生産者の方
- (2) 内 容：宮崎県における昨年度の同時期との粗収益の価格差を計算し、その差額を全国平均の粗収益の算定結果に加味します。

○新マルキンに関する問い合わせは、以下のとおり

・県畜産主務課

・県畜産協会

・(独)農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産振興第三課(横田、坂上):03-3583-4874
・農林水産省 畜産部 畜産企画課(関村、米森、浦嶋):03-3502-0874(直)

事業に関するQ & A

Q1 : 生産者拠出金が免除される期間はいつまでですか？

A1 : 4～9月に納付時期を迎えた肥育牛に対する拠出を免除します。

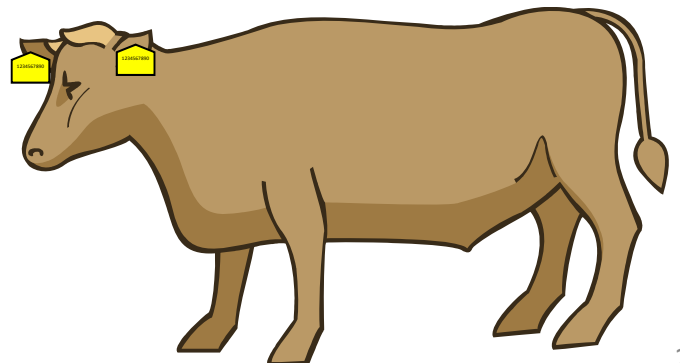
今回の特例措置は、搬出制限により、肥育牛の出荷ができず、制限期間中、肥育牛の販売収入がない生産者の方に対する特例措置です。

Q2 : 生産者拠出金の免除の対象となっているかどうかの判断は誰がするのですか。また、対象の可否は、誰から連絡されるのですか。

A2 : 各県の畜産協会が、県と連携して、制限区域内の対象者を確定し、対象となる肥育牛生産者の方にご連絡いたします。

Q3 : 搬出制限区域内と区域外に農場を有している肥育牛生産者はどのように扱われますか。

A3 : 生産者拠出金の免除は、搬出制限区域内の農場における肥育牛のみが対象となります。



⑨ 肉豚の経営安定対策において家畜を出荷できない肉豚生産者の方々などへの特例措置を実施します。

口蹄疫の発生に伴い、養豚経営安定対策事業において、生産者拠出金の免除及び口蹄疫の影響を反映した枝肉価格の算定をします。

1 生産者拠出金の免除

(1) 対象者: **搬出制限区域内(20km圏内)の肉豚生産者の方**

(2) 内 容: 補てん金の交付対象となるためには、生産者拠出金を納付する必要がありますが、上記の対象地域内の生産者の方については、**生産者拠出金を免除**します。
(1頭当たり580円)

<免除の対象豚>

4～9月に出荷した肉豚の頭数分について免除します。

〔 4～9月に出荷した頭数に応じて生産者拠出金を納付してもらう仕組みであるため。 〕

※ 生産者拠出金を免除した分の肉豚に対する補てん金は、国費分(1/2相当)のみを交付します。

2 口蹄疫の影響を反映した枝肉価格の算定

(1) 対象者: **宮崎県の肉豚生産者の方**

(2) 内 容: 宮崎県における**昨年度と同時期の枝肉価格との差額**を計算し、その差額を**全国平均の枝肉価格の算定結果に加味**します。

○養豚経営安定対策に関するお問い合わせは、次のとおり

県畜産協会

県畜産主務課

(独)農畜産業振興機構 食肉生産流通部 食肉需給課(伴、菊池、藤野)

TEL.03-3583-8699、1154、1153

○特例措置に関するお問い合わせは、次のとおり

農林水産省 畜産部 畜産企画課(関村、桑原、村田)

代表:03-3502-8111(内線4890)

事業に関するQ & A

Q1: 生産者拠出金が免除される期間はいつまでですか？

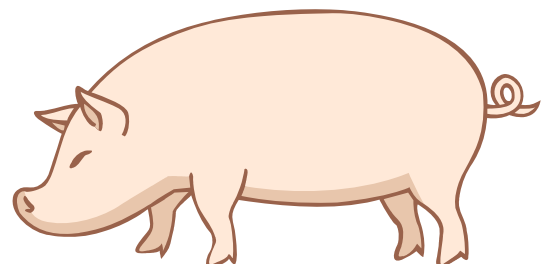
A1: 4～9月に出荷した肉豚の頭数分を拠出してもらう仕組みなので、4～9月分の生産者拠出分を免除いたします。
今回の特例措置は搬出制限により、肉豚の出荷ができず、制限期間中、肉豚の販売収入がない生産者の方に対する特例措置です。

Q2: 生産者拠出金の免除の対象となっているかどうかの判断は誰がするのですか。また、対象の可否は、誰から連絡されるのですか。

A2: ①既存の交付ルートで事業参加の申請をする者の場合
各県の畜産協会が県と連携して、制限区域内の対象者を確定し、対象となる肉豚生産者の方にご連絡します。
②直接交付方式で事業参加の申請をする者の場合
独立行政法人農畜産業振興機構が、県と連携し、制限区域内の対象者を確定し、対象となる肉豚生産者の方にご連絡します。

Q3: 搬出制限区域内と搬出制限区域外に農場を有している肉豚生産者の方はどのように扱われますか。

A3: 生産者拠出金の免除は、搬出制限区域内の農場における肥育豚のみが対象となります。



**⑩ 口蹄疫の発生により影響を受けた畜産農家の方々に対し、
出荷できない家畜を飼養するための
カーフハッチ等を貸付します。**

口蹄疫の発生に伴い、畜産高度化支援リース事業
(1／3補助付きリース)の貸付対象に
カーフハッチ及び簡易畜舎を追加しました。
(畜産農家の方は2／3相当額で借り受けることが可能です。)

名称	貸付の対象となる方々	貸付期間
カーフハッチ (ヌレ子用)	九州・沖縄の酪農経営の方	7年 (4年まで短縮可能)
簡易畜舎 (繁殖部門で生産された子畜の繁殖利用のための保留又は肥育用)	宮崎県、鹿児島県、熊本県の 大家畜・養豚経営の方	7年 (4年まで短縮可能)
簡易畜舎	搬出制限区域内の大家畜・養豚経営の方	7年 (4年まで短縮可能)

※簡易畜舎は、建築確認を要しないものに限る。

注) 貸付の対象となる方

畜産農家の方 (認定農業者の方及び県知事が特に認めた方、左記
のいずれかの方が構成員となられている集団)
農協等 (一般社団法人・一般財団法人を含みます。)

○ 貸付に関するご相談は、下記にお問い合わせ下さい。

・県畜産協会

・農協等

○ 内容についてのお問い合わせは、下記のとおりです。

・(財)畜産環境整備機構担当:業務部(工藤)代表:03-3459-6309

・農水省担当:畜産部畜産企画課(白土、高城)

代表:03-3502-8111(内線4893)

事業に関するQ & A

Q1 : 対象となる簡易畜舎やカーフハッチは、どのようなものですか？

A1 : 簡易畜舎は、建築確認を必要としない簡易なもので、ビニールハウスタイプ等の畜舎です。カーフハッチは、酪農経営では飼養管理してこなかった又レ子を1頭ずつ哺育・育成するものです。

Q2 : カーフハッチ又は簡易畜舎を借りたい場合、どこに相談すれば良いですか？

A2 : 貸付主体の(財)畜産環境整備機構の窓口である最寄りの農協等や各県の畜産担当部署にご相談ください。

Q3 : 申請には、どのような書類や手続きが必要ですか？

A3 : 手続きとして、(財)畜産環境整備機構が定めた申請書の提出が必要となります。必要な書類については、最寄りの農協や配合飼料安定基金協会等にご確認ください。

Q4 : リース料は、いつまでに支払えばよいのでしょうか？

A4 : (財)畜産環境整備機構では、口蹄疫の影響に伴うリース料の繰延等の相談に応じております。
詳細は(財)畜産環境整備機構までご相談ください。

Q5 : リース期間終了後、借り受けていた簡易畜舎等はどうなるのか？

A5 : リース期間が終了した場合、借り受けていた簡易畜舎等の所有権は、(財)畜産環境整備機構から借受者の農家の方へ譲渡されます。(農家の方の所有物となります。)

⑪ 肉用子牛の出荷遅延に向けた対策として、地域内での肥育等の取組を支援します。

1 多様な肉用牛経営実現支援事業(対象追加等)

○対象地域：九州全域及び沖縄県の8県

○事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策(地域内一貫生産の推進)

農協等が離農農家の牛舎等を活用して地域内の肉用子牛を肥育する場合に奨励金を交付。

(繁殖肥育一貫生産を推進するための奨励金(27千円/頭)に、上記の取組を追加します。)

対象者	奨励金	要件等
農協、 農協連	27,000円/頭	① 離農農家の牛舎等を活用して肥育すること。 ② 黒毛和種、褐毛和種など肉専用種。 ③ 導入時月齢が満11ヶ月齢以上の肉用子牛。

(2) 肉用子牛流通促進対策の要件緩和

家畜商組合が家畜市場から肉用子牛を導入し、農家の方へ預託した場合に奨励金を交付する事業において、家畜商組合が九州全域及び沖縄県の8県から導入する肉用子牛について導入の月齢要件を満12か月未満から満15か月未満に緩和。

2 優良繁殖雌牛更新促進事業の要件緩和

能力の低い繁殖雌牛をとう汰し優良繁殖雌牛への更新を支援する事業において、貸付のため農協等が九州全域及び沖縄県の8県の家畜市場から導入する優良な雌子牛について、導入の月齢要件を満12か月未満から満15か月未満に緩和。

○事業内容に関するお問い合わせは、以下のとおり

1の(1)の事業について

県畜産協会

県畜産主務課

(独)農畜産業振興機構 畜産振興一課(藤島・菅原)(直通:03-3583-4126)

農林水産省 畜産部畜産企画課(関村、米森)(代表03-3502-8111 内線4890)

1の(2)の事業及び2の事業について

県畜産主務課

「(独)農畜産業振興機構 食肉事業課(櫻井)(直通:03-3583-8706) *1の(2)に限る」

農林水産省 畜産部食肉鶏卵課(富澤、森川)(代表:03-3502-8111 内線4941)

事業に関するQ & A

1 の(1) 肉用牛生産基盤強化対策(地域内一貫生産の推進)

Q1: 地域内一貫生産は、離農農家の施設を活用することが必要ですか？

農協等の直営牧場で導入した場合も対象となりますか？

A1: 一時的に繁殖農家に滞留し月齢が進んだ肉用子牛を地域内で新たに肥育する場合のかかり増し経費相当を奨励金(27,000円/頭)として交付するものです。

このため、離農農家の牛舎等を利用した場合を対象としており、直営牧場は対象外です。

Q2: 地域内の肉用子牛を肥育する場合の「地域」とはどのような範囲ですか？

A2: 農協が取り組む場合は、当該農協の管内で生産された肉用子牛が対象となります。

農協連が取り組む場合は、当該農協連の管内で生産された肉用子牛が対象となります。

1 の(2) 肉用子牛流通促進対策の要件緩和

Q3: 農協や生産集団も家畜市場から肉用子牛を導入し、農家へ預託すれば、奨励金が交付されるのですか？

A3: この事業は家畜商組合を対象とした事業ですので、農協や生産集団は事業の対象となりませんのでご了承下さい。

Q4: 家畜商組合は、九州全域及び沖縄県の8県にないと対象としないのですか？

A4: 九州全域及び沖縄県の8県で生産され、8県にある家畜市場から導入すれば、全国の家畜商組合が対象となります。

12

家畜市場の円滑な再開を支援します。 (家畜市場再開支援事業)

再開市場の円滑な家畜取引を支援

<事業実施主体>

宮崎、鹿児島、熊本及び大分県団体

<事業実施場所:家畜市場>

- ①移動・搬出制限区域内にある市場
- ②上記4県のうち①の区域外にある市場

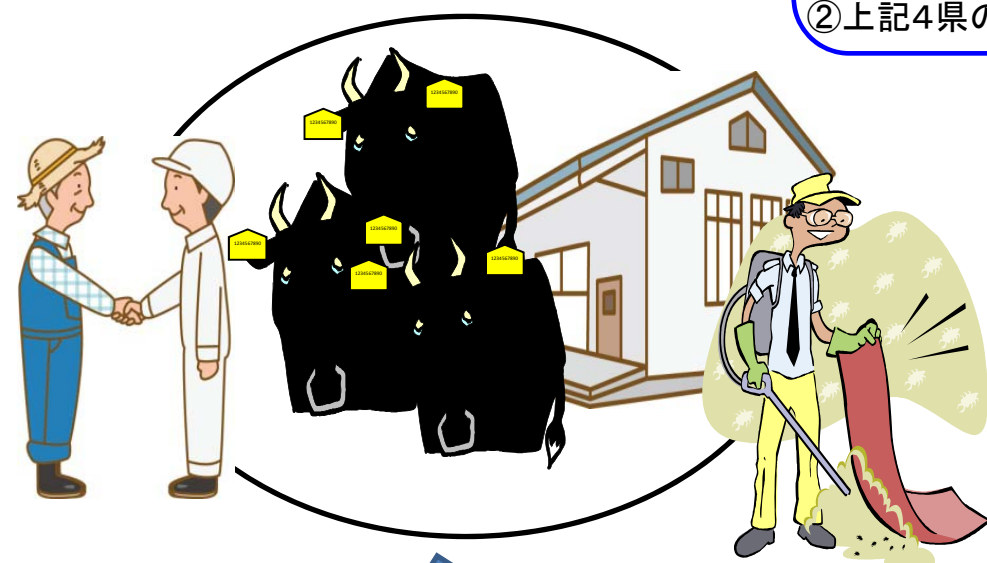
防疫強化 (消毒の徹底)

補助率:

- ①の家畜市場:定額
- ②の家畜市場:1/2

条件:

市場再開後、2ヶ月以内
までに使用する量



購買者輸送支援 (地域が購買者に奨励金を交付する場合)

補助率:1/2以内

- ・九州域内(事業実施4県以外の九州の各県) : 1千円/頭を上限
- ・九州域外(沖縄県を含む) : 2.5千円/頭を上限

条件:市場再開後、2ヶ月以内で家畜市場2開催まで

○事業内容に関するお問い合わせは、以下のとおり

県畜産協会

県畜産主務課

(独)農畜産業振興機構(直通:03-3583-8706) 食肉生産流通部 食肉事業課(櫻井)

農林水産省生産局畜産部(代表:03-3502-8111) 食肉鶏卵課(富澤、森川)(内線4941)

事業に関するQ & A

Q1 : 消毒剤は、いつまで使用する量を購入することが可能ですか？

A1 : 市場再開後、2ヶ月以内までに使用する量を購入することが可能です。

Q2 : 再開市場から肉用子牛を輸送するために必要な経費の一部を助成するとありますが、具体的にどのような仕組みになっているのですか？

A2 : 今後、家畜市場が再開した場合に、肉用子牛取引の活性化が図られるよう、家畜市場等が遠方からの購買者に対して輸送費の一部を助成する場合、その1/2を補助するものです。

助成額は購買した子牛の最終的な飼養地が、①事業実施4県以外の九州各県の場合は1千円／頭、②九州域外（沖縄県を含む）の場合は、2.5千円／頭を上限とします。

Q3 : 肉用子牛の輸送代の助成対象期間はいつまでですか？

A3 : 市場再開後、2ヶ月以内で家畜市場2開催（連続して開催する場合は、その連続日を1開催とします。）以内を助成対象とします。

⑬

畜産農家への供給が困難となった 飼料作物の生産農家の方々へ

- 需要先の畜産農家の家畜が口蹄疫の発生により殺処分等になり、WCS用稲等の供給が困難となった農家について、新たな需要先とのマッチング活動を推進します。
- それでも新たな需要先が見つからない場合、水田利活用自給力向上事業において、特例としてWCS用稲等の生産を中止しても交付金を交付します。

1 新たな需要先の確保支援

農林水産省が宮崎県と連携し、WCS用稲を飼料用米として養鶏農家に供給することも含め、幅広い需要先確保を支援します。

2 水田利活用自給力向上事業の特例

① 対象者

口蹄疫の発生により家畜の殺処分等を行った畜産農家との利用供給契約等に基づき、飼料作物等の生産に取り組む予定としていた農家であって、**新たな需要者が確保できない農家**

② 特例措置の内容

WCS用稲、飼料用米及び飼料作物の生産を中止した場合、中止した面積についても交付金を交付します。

交付単価：10アール当たり 35,000円

※ 口蹄疫の発生により家畜の殺処分等を行った畜産農家を需要先としていたこと、営農準備を行っていたことが書類により確認できることが必要です。

- 交付金申請に関するご相談やお問い合わせは以下まで

農林水産省 九州農政局

宮崎農政事務所 農政推進課 : 0985-22-3184

・農林水産省 九州農政局

戸別所得補償制度推進チーム : 096-353-7379

・農林水産省 生産局 農業生産支援課

戸別所得補償モデル対策実施チーム : 03-3502-8111(内線4792)

特例に関するQ&A

Q1: 需要先確保のため、WCS用稲から飼料用米への転換を考えたいのですが、WCS用品種でも飼料用米の助成を受け取れるのでしょうか？

A1: 飼料用米への助成に品種による制限はありませんので、WCS用品種を飼料用米として出荷しても助成の対象となります。

Q2: WCS用稲から飼料用米に転換して養鶏農家に販売する場合、粳で給与されることもあり得ますが、農薬は使用しても良いのでしょうか？

A2: 飼料用米を粳で給与する場合には、出穂期以降に農薬を使用しないようお願いします。

Q3: 水田利活用自給力向上事業の特例措置を受けたい場合はどうすれば良いのでしょうか？

A3: 水田利活用自給力向上事業の加入申請期限(※)までに特例を申請していただくことになります。まずは、事業の加入申請を受け付けている農政事務所、地域水田農業推進協議会にご相談ください。

※宮崎県(及び隣県3県)においては、当分の間、加入申請期限を延長します。

Q4: 既に作付けられているWCS用稲、飼料用米について特例を申請する場合、これらの作物の扱いをどのようにしたら良いのですか？

A4: 特例申請時点で既に作付けられている場合には、収穫期までにすき込みを行うなど、確実な横流れ防止の取組を行うことが必要です。

Q5: 特例を申請せずに、WCS用稲等を生産し、通常の単価で助成を受けることはできるのですか？

A5: 特例を申請しない場合には、新たな需要者との契約を締結し、収穫後にきちんと供給することが必要です。

また、WCS用稲、飼料用米については、新規需要米取組計画を期日(水田利活用自給力向上事業の加入申請期限と同日(※))までに提出し、農政事務所長の認定を受ける必要があります。

※宮崎県(及び隣県3県)においては、当分の間、加入申請期限を延長します。